

令和元年度 介護支援専門員 更新研修Ⅱ 開催要領

1 目的

介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修を受講することにより、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員として必要な知識及び技術の向上をはかり、専門職としての能力の保持、向上を図ることを目的とします。

2 実施機関

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

3 会場

滋賀県立長寿社会福祉センター（草津市笠山七丁目8-138）

4 受講定員

（再研修と同時開催します）200名

5 受講対象者 下記の①②の両方に該当する者

①介護支援専門員の実務に従事したことがない者（実務未経験者）または実務に従事した期間が1ヶ月未満の者

※今回が2回目または3回目の更新…前回の有効期間満了日より①に該当する者も対象者となる

②介護支援専門員証の有効期間満了日を令和2年（2020年）12月31日（平成32年12月31日）までに迎える者

参考 実務となる業務の範囲

以下の①から⑧の事業所において、介護支援専門員としてサービス計画の作成にかかる業務。

なお、単に要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合や、利用者やサービス提供事業者との連絡調整を補助的に行っていたのみでサービス計画の作成を行っていなかった場合は実務と認められません。

- ① 居宅介護支援事業所
- ② 特定施設入居者生活介護にかかる居宅サービス事業者
- ③ 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護および地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護にかかる地域密着型サービス事業所、複合型サービス事業所にかかる地域密着型サービス事業所
- ④ 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設および指定介護療養型医療施設
- ⑤ 介護予防特定施設入居者生活介護にかかる介護予防サービス事業所
- ⑥ 介護予防小規模多機能型居宅介護および介護予防認知症対応型共同生活介護にかかる地域密着型介護予防サービス事業所
- ⑦ 介護予防支援事業所
- ⑧ 地域包括支援センター

6 受講申込

(1) 提出方法

別紙「介護支援専門員【更新研修Ⅱ】受講申込書」を当会あてに郵送またはご持参ください。

なお、FAXで送信された場合は、受理できませんのでご注意ください。

(2) 提出期限

令和元年7月5日（金）【必着】

※この研修は年1回しか実施しませんので、全日程を通して欠席しないようご注意ください。

7 受講決定

後日（7月下旬頃）に滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課から、受講決定の通知があります。
なお、受講対象要件に該当しない等の理由により受講決定できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

8 受講料

25,850円 ※他にテキスト代が必要です。（10,260円）

（受講料は受講決定通知に同封される「受講料納付書」に、当該金額の収入証紙を貼り付けることにより納付してください。詳しい説明は受講決定通知に記載されます。）

9 研修日程

別紙「研修日程について」にてご確認ください。

10 問い合わせ先

【研修実施（内容）について】

〒525-0072

滋賀県草津市笠山七丁目 8-138 長寿社会福祉センター内
社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

滋賀県社会福祉研修センター 【担当】竹末・安原・檜山

TEL：077-567-3927 FAX：077-567-3910

【介護支援専門員証の更新・登録等の資格や制度に関する事について】

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目 1-1

滋賀県健康医療福祉部 医療福祉推進課 介護・福祉人材確保係

TEL：077-528-3597 FAX：077-528-4851